

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成29年12月8日（平成29年（行情）諮問第480号）及び平成30年1月18日（平成30年（行情）諮問第31号ないし同第34号）

答申日：平成30年5月23日（平成30年度（行情）答申第64号ないし同第68号）

事件名：特定年度の児童生徒の事故・事件に関する文書（児童・生徒に対する人権侵害であると判断したもの）の不開示決定に関する件
触法少年の日常生活能力の判定項目及び判断基準（特定課分）の不開示決定に関する件
触法少年の心身状況の理解のための調査票（特定課保有分）の不開示決定に関する件
「H28年度 うつになった児童生徒に関する文書（特定課分）」の不開示決定に関する件
精神の障害の障害特性が記載されている文書（特定課分）の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書5（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年10月4日付け27受文科初第4384号及び同年11月20日付け29受文科初第2029号ないし同第2032号により、文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 平成29年（行情）諮問第480号

開示請求に係る文書は特定することができる。

(2) 平成30年（行情）諮問第31号ないし同第34号

開示請求に係る行政文書の特定をすることができる。担当者は、開示請求人に対応していない。悪意を持って、不開示決定をした。いかなる行政文書を管理しているのか、明らかにしていない。総務省は、管理している行政文書の一覧表を提示して、開示請求人に対応する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 各審査請求に係る行政文書について

本件各審査請求に係る行政文書は、文書1ないし文書5（本件対象文書）である。

本件対象文書につき、どのような文書を求めているのか特定できなかったため、法9条2項の規定に基づき、不開示（原処分）としたところ、審査請求人から、原処分の取消しを求める旨の審査請求がされたところである。

2 本件対象文書の特定について

行政文書を特定するに足りる事項については、行政機関の職員が、請求書の記載から、開示請求人が定める行政文書を他の行政文書と識別できる程度の記載があることが条件である。本件においては、各開示請求書に開示請求人が定める行政文書を他の行政文書と識別できる程度の記載が足りないと判断したため、文部科学省としては、可能な限り、請求の趣旨に沿った形で、提供できる資料は提供したいと考え、相当な期間を定めて補正を依頼したものの、審査請求人から補正の回答を頂けなかったため、どのような文書を求めているのか判断できないことから原処分を行ったところである。

3 原処分に当たっての考え方について

以上のことから、行政文書の特定ができないため、原処分の決定を行ったところであり、審査請求人の請求は理由がない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 平成29年12月8日 諮問の受理（平成29年（行情）諮問第480号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 平成30年1月18日 諮問の受理（平成30年（行情）諮問第31号ないし同第34号）
- ④ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑤ 同年4月23日 審議（平成29年（行情）諮問第480号及び平成30年（行情）諮問第31号ないし同第34号）
- ⑥ 同年5月21日 平成29年（行情）諮問第480号及び

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、審査請求人に対し、相当の期間を定めて補正を求めたが、補正されなかったため、本件各開示請求には、行政文書の特定が不十分という形式上の不備があるとして不開示とする各決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、原処分の妥当性について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 文書1について

文書1の開示請求に係る開示請求書の記載内容では、人権侵害の範囲及び判断の主体者が不明であるため、具体的にどのような文書を請求しているのか不明確であったものの、児童生徒の事件等報告書を念頭に請求しているのではないかと考え、審査請求人に対し、当該文書の名称を例示した上で、具体的に対象としている文書の内容を記載するよう相当の期間を定めて補正を求めた。しかしながら、一定期間経過しても審査請求人からの回答はなく、文書1の特定ができなかったものである。

なお、児童生徒の事件等報告書は、児童生徒をめぐる重大事件や自殺等の事実関係を正確かつ迅速に把握するための各都道府県・指定都市教育委員会からの報告書であり、児童生徒をめぐる重大事件や自殺等が発生した場合ごとに「児童生徒の事件等報告書」を提出するよう依頼しているものである。

イ 文書2について

文書2の開示請求に係る開示請求書に記載されている「日常生活能力の判定項目、判断基準」という用語の意味が不明であり、具体的にどのような文書を請求しているのか不明確であったため、具体的に対象としている文書の内容を記載するよう相当の期間を定めて補正を求めた。しかしながら、一定期間経過しても審査請求人からの回答はなく、文書2の特定ができなかったものである。

ウ 文書3について

文書3の開示請求に係る開示請求書に記載されている「触法少年の心身状況の理解のための調査票」が具体的にどのような文書を請求

しているのか不明確であったため、具体的に対象としている文書の内容を記載するよう相当の期間を定めて補正を求めた。しかしながら、一定期間経過しても審査請求人からの回答はなく、文書3の特定ができなかったものである。

エ 文書4について

文書4の開示請求に係る開示請求書に記載されている「うつになった児童生徒に関する文書」という用語の意味が広範かつ曖昧であり、具体的にどのような文書を請求しているのか不明確であったため、具体的に対象としている文書の内容を記載するよう相当の期間を定めて補正を求めた。しかしながら、一定期間経過しても審査請求人からの回答はなく、文書4の特定ができなかったものである。

オ 文書5について

文書5の開示請求に係る開示請求書に記載されている「精神の障害の障害特性」という用語の意味が不明であり、具体的にどのような文書を請求しているのか不明確であったため、具体的に対象としている文書の内容を記載するよう相当の期間を定めて補正を求めた。しかしながら、一定期間経過しても審査請求人からの回答はなく、文書5の特定ができなかったものである。

- (2) 当審査会において、諮問庁に対し、本件開示請求時の審査請求人に対する求補正に係る記録の提示を求め、その内容を確認したところ、諮問庁が説明するとおり、本件開示請求を受けてから原処分を行うまでの間に、本件開示請求書の記載のみでは文書特定ができないと判断し、審査請求人が開示を求める文書の内容確認を求める依頼（求補正）を文書で行ったものの、回答期限までに審査請求人からの回答は提出されていないことが認められ、期限までに回答がなかったことから不開示決定を行った原処分は妥当であるとする諮問庁の上記（1）の説明は、首肯できる。

したがって、本件対象文書については該当する文書の特定ができず、形式上の不備を理由に不開示とした原処分は、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした各決定については、開示請求に行政文書の不特定という形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙

- 文書 1 特定課に対する開示請求 平成 27 年度 児童生徒の事故・事件に関する文書（児童生徒に対する人権侵害であると判断したもの）
- 文書 2 触法少年の日常生活能力の判定項目，判断基準 特定課分
- 文書 3 触法少年の心身状況の理解のための調査票 特定課保有分
- 文書 4 平成 28 年度 うつになった児童生徒に関する文書（特定課分）
- 文書 5 精神の障害の障害特性が記載されている文書（特定課分）